

# 障がい者の就労支援

医療・福祉部会資料  
健康福祉部障がい福祉課

## 【 目的 】

障がい者が地域において自立した生活を営むことができるように、働く場を確保

## 【 目標 】（平成23年度）

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数 109人
- ② 就労支援事業所の平均工賃月額 25,000円

## 【 現状 】（平成21年度実績）

- ① 46人（← H20：44人 ← H19：37人）
- ② 13,529円（← H20：13,611円 ← H19：13,511円）

※ 「障がい者保健福祉圏域別データ」、「障がい者授産施設等における工賃状況」

## 【 施策の背景 】

### 島根はつらつプラン（島根県障害者計画）

「障がい者の自立と社会経済活動への参画の支援」～障がい者が生涯のあらゆる段階において能力を最大限発揮し、自立した生活を目指すことを支援すること～

障がい者が地域において自立した生活を営み、より一層社会参加ができるようにするためには、障がいのない人と等しく障がい者が職業等を選択でき、多様な働く機会（自営等を含む。）が確保されるとともに、人としての尊厳にふさわしい労働条件や利用可能な環境が整備されることが不可欠である。（制度改革推進会議第1次意見より）

### ○島根県障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）

（障がい福祉サービスについての実施計画）

- ・ 就労支援…福祉施設から一般就労への移行を推進することを目標

### ○島根県障害者就労支援事業所工賃倍増計画（平成19年度～平成23年度）

障がい者が地域において自立するために必要な所得水準の向上を図るため、就労支援事業所を利用する障がい者の平均工賃を平成18年度水準の倍とすることを目標

## 【 施策概要 】

別添 「障がい者の就労・雇用支援」及び「工賃向上への取り組み」 参照

## 【 事業概要 】（事業費：千円）

- ◇ 一般就労への移行推進
  - 障害者就業・生活支援センター等 6か所＋1か所 (35,915)
  - 障がい者ステップアップ就労支援 10人（障がい福祉課及び地方機関等） (17,023)
  - 障がい者チャレンジ事業…5日程度の企業実習 (6,000)
- ◇ 障がい者就労支援事業所の工賃向上
  - 障がい者就労支援事業振興協議会設置 (14,621)
    - ・ 障がい者就労振興支援センター開設（運営委託）
  - 設備及び商品開発、販路開拓等助成 (65,568)

## 【 今後の検討課題 】

- 企業の不安（雇用、職場環境）に対応するための経営者等への啓発をどのように進めたらよいか
- 就労支援施設の販路拡大や他業種との連携等をどのように進めたらよいか

## 【 事業概要 】

### ◇ 障がい者就労移行推進事業

#### (1) 障害者就業・生活支援センター（資料参照）

- ア 障害者就業・生活支援センター 6 か所
- イ 障害者就労支援センター 1 か所
- ウ 障がい者雇用促進支援員（緊急雇用） 7 か所

#### (2) 障がい者ステップアップ就労支援 10 人

県障がい福祉課及び地方機関等において一定期間就労し、企業への就職を目指す。

- ア 県庁ワークセンター 5 人（知的障がい者 4 人、視覚障がい者 1 人）
- イ 地方機関、県立高校 5 人（知的障がい者 4 人、精神障がい者 1 人）

#### (3) 就労強化支援

- ア 移行支援事業者対象養成研修
- イ 障がい者チャレンジ事業  
5 日程度の企業実習を行い、就労を目指す障がい者の就労意欲を高めると共に、企業の障がい者雇用への理解を深める。

#### (4) 障がい者職場実習・職場見学促進

- ア 職場実習促進…職場実習を受け入れるための設備整備助成
- イ 職場見学促進…障がい者、家族等が障がい者雇用企業を見学

#### (5) 啓発等

- ア シンポジウム開催（出雲市）
- イ 障がい者雇用情報誌レインボー（山陰中央新報） 年 2 回発行

島根県障がい者就労支援推進会議、チーム会議

### ◇ 障がい者就労支援事業所の工賃向上推進

#### (1) 障がい者就労支援事業の振興

- ア 島根県障がい者就労事業振興協議会の設置
- イ 島根県障がい者就労事業振興センターの設置（運営委託）
- ウ 新商品開発、販路開拓費助成
- エ 企業・事業所連携促進事業

#### (2) 就労機器共同購入費助成

#### (3) 就労継続支援事業所販路開拓支援員派遣

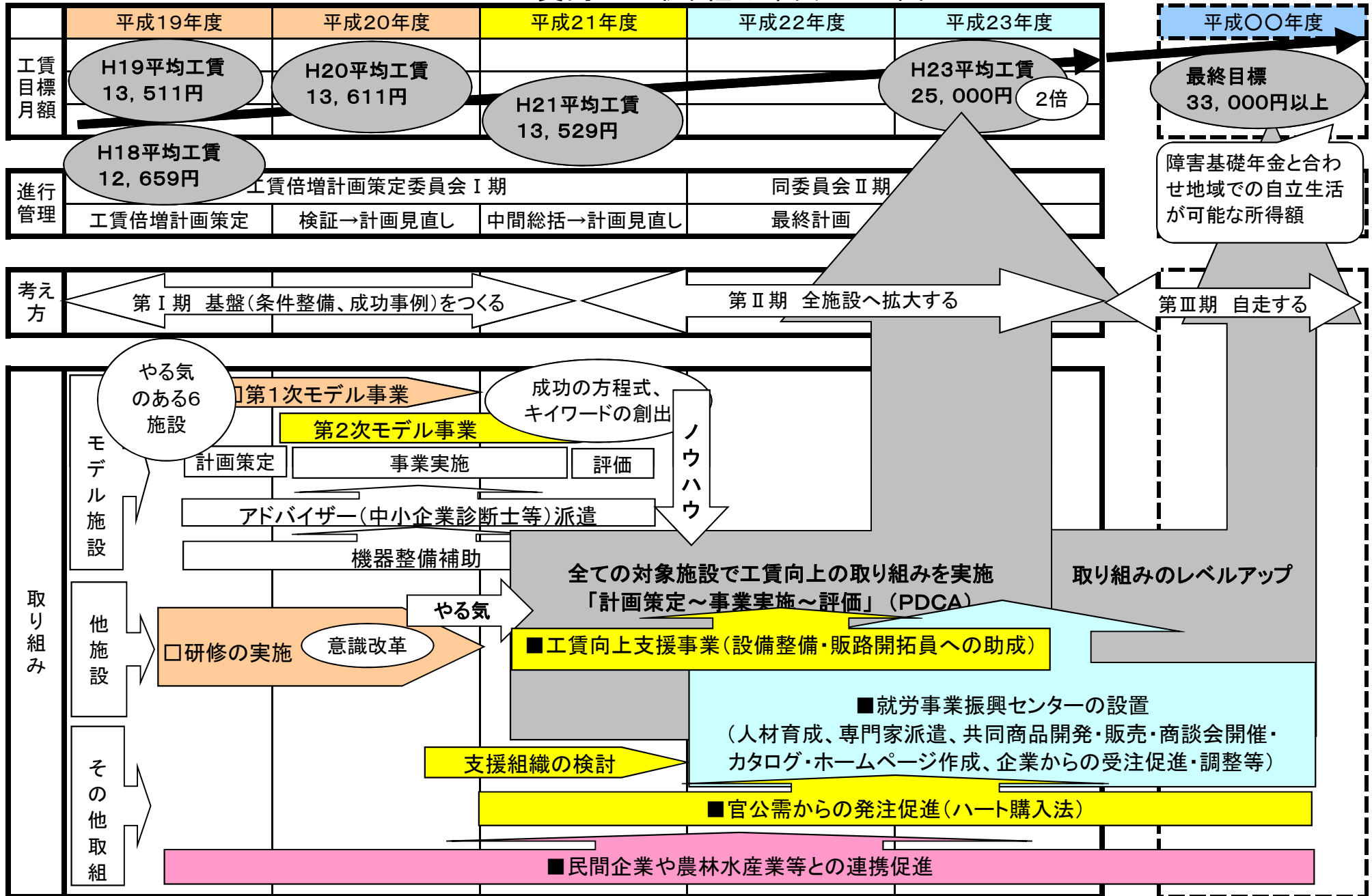
工賃倍増計画策定委員会



障がい者保健福祉圏域別データ【平成22年3月】

圏域	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	計	出典等
推計人口	250,800 34.9%	62,355 8.7%	172,751 24.0%	59,761 8.3%	86,040 12.0%	65,267 9.1%	21,836 3.0%	718,810	県統計調査課「島根県推計人口」 H22.3.1現在
身体障害者手帳所持者	11,883 30.3%	3,807 9.7%	8,186 20.9%	4,147 10.6%	5,329 13.6%	4,316 11.0%	1,571 4.0%	39,239	H22.3.31現在
うち18～64歳	2,894 32.2%	793 8.8%	2,033 22.6%	861 9.6%	1,138 12.7%	974 10.8%	298 3.3%	8,991	
療育手帳所持者 (知的障がい者)	2,066 32.3%	615 9.6%	1,336 20.9%	674 10.5%	825 12.9%	627 9.8%	254 4.0%	6,397	H22.3.31現在
うち18～64歳	1,455 31.1%	453 10.0%	950 20.6%	485 11.0%	601 13.3%	423 9.8%	185 4.1%	4,552	
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,276 33.8%	230 6.1%	868 23.0%	386 10.2%	586 15.5%	285 7.6%	142 3.8%	3,773 (3,008)	H22.3.31現在 (下段は18歳～64歳)
ハローワーク 障がい者登録者数	2,245 41.4%	393 7.3%	1,118 20.6%	467 8.6%	616 11.4%	508 9.4%	73 1.3%	5,420	島根労働局 H21年度
ハローワーク 有効求職者数	395 35.1%	77 6.8%	227 20.2%	105 9.3%	213 18.9%	88 7.8%	20 1.8%	1,125	島根労働局 H21年度
ハローワーク 就職者数	157 33.9%	25 5.4%	115 24.8%	48 10.4%	67 14.5%	43 9.3%	8 1.7%	463	島根労働局 H21年度
特別支援学校 卒業者	71 45.5%		50 32.1%	6 3.8%	14 9.0%	11 7.1%	4 2.6%	156	平成21年度高等部・専攻科卒業生進路状況 H21年度(22.3.31現在)
うち一般就労	17 37.8%		18 40.0%	3 6.7%	3 6.7%	4 8.9%		45	同上
授産施設数	8 40.0%	1 5.0%	4 20.0%		3 15.0%	1 5.0%	3 15.0%	20	障がい福祉課 H22.4.1現在
定員	311 44.2%	75 10.7%	84 11.9%		59 8.4%	40 5.7%	135 19.2%	704	
就労移行支援事業所	7 33.3%	1 4.8%	5 23.8%	6 28.6%	2 9.5%			21	
定員	73 37.2%	6 3.1%	44 22.4%	46 23.5%	27 13.8%			196	
就労継続A型事業所数	4 50.0%		1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%		8	
定員	65 43.3%		15 10.0%	20 13.3%	10 6.7%	40 26.7%		150	
就労継続B型事業所数	24 36.9%	7 10.8%	14 21.5%	11 16.9%	4 6.2%	3 4.6%	2 3.1%	65	
定員	471 36.3%	160 12.3%	278 21.4%	197 15.2%	81 6.2%	78 6.0%	32 2.5%	1,297	
定員総計	920 39.2%	241 10.3%	421 17.9%	263 11.2%	177 7.5%	158 6.7%	167 7.1%	2,347	
施設から一般就労移行	11 23.9%	6 13.0%	8 17.4%	11 23.9%	6 13.0%	1 2.2%	3 6.5%	46	障がい福祉課調査 H21年度
民営事業所数	12,691 32.4%	3,432 8.8%	8,732 22.3%	3,615 9.2%	5,078 13.0%	3,948 10.1%	1,696 4.3%	39,192	平成18年事業所・企業統計調査 H18.10.1現在
従業員数	109,688 37.2%	22,249 7.5%	70,134 23.8%	21,909 7.4%	35,618 12.1%	27,007 9.2%	8,229 2.8%	294,834	同上
30人以上 民営事業所数	624 40.7%	110 7.2%	361 23.5%	99 6.5%	178 11.6%	127 8.3%	35 2.3%	1,534	同上
従業員数	47,867 42.1%	7,409 6.5%	29,170 25.7%	6,213 5.5%	11,807 10.4%	9,165 8.1%	1,992 1.8%	113,623	同上
センター支援実績 就職件数	31 23.3%	17 12.8%	31 23.3%	15 11.3%	24 18.0%	13 9.8%	2 1.5%	133	障害者就業・生活(就労)支援センターH21年度実績
センター支援実績 職場実習件数	59 23.3%	29 11.5%	35 13.8%	64 25.3%	42 16.6%	22 8.7%	2 0.8%	253	同上

# 工賃向上の取り組み年次フロー図



# 島根県内の障害者授産施設等における工賃状況(平成21年度)

島根県障がい福祉課

○県全体での工賃平均月額額は18,403円。

○工賃倍増計画の対象事業所の平均工賃は月額13,529円で、初めて前年度を下回った。

島根県計	施設・事業所数	定員	H21平均月額	H20平均月額	H19平均月額	H21/H20
	89(75)	2,152	<b>18,403</b>	17,415	16,644	105.7%
うち就労継続支援A型、福祉工場	10(6)	220	<b>77,222</b>	78,090	80,370	98.9%
うち上記以外(工賃倍増計画対象事業所)	79(69)	1,932	<b>13,529</b>	13,611	13,511	99.4%

## ○工賃倍増計画対象事業所の上位10事業所

施設・事業所名	H21平均月額
1 ワークくわの木金城第2事業所	<b>30,745</b>
2 アクティブよつば事業所	<b>28,605</b>
3 授産センターよつば	<b>26,013</b>
4 多機能事業所のぞみ	<b>25,384</b>
5 ショップみけねこ	<b>25,282</b>
6 ワークくわの木浜田事業所	<b>23,768</b>
7 さくらの家(海士町)	<b>23,674</b>
8 のぞみの里	<b>23,361</b>
9 川本ワークス	<b>21,683</b>
10 きすきの里	<b>21,450</b>

## ○工賃倍増計画対象事業所の工賃の分布

区間	H21構成比	H20構成比
0-4999	<b>10.1%</b>	7.2%
5000-9999	<b>21.5%</b>	18.8%
10000-14999	<b>35.4%</b>	44.9%
15000-19999	<b>20.3%</b>	18.8%
20000-24999	<b>6.3%</b>	7.2%
25000-29999	<b>5.1%</b>	1.4%
30000-	<b>1.3%</b>	1.4%

## ○施設・事業所種別による分類

種別	施設・事業所数	定員	H21平均月額	H20平均月額	H19平均月額	H21/H20
就労継続支援A型事業所	7(3)	130	<b>77,751</b>	78,457	85,709	99.1%
就労継続支援B型事業所	59(41)	1,166	<b>14,748</b>	14,479	15,260	101.9%
身体障害者通所授産施設	1(1)	20	<b>10,748</b>	3,439	7,163	312.5%
身体障害者福祉工場	1(1)	50	<b>99,921</b>	101,656	98,265	98.3%
知的障害者入所授産施設	5(8)	364	<b>9,812</b>	11,372	10,853	86.3%
知的障害者通所授産施設	6(9)	215	<b>15,010</b>	17,854	16,407	84.1%
知的障害者小規模通所授産施設	1(2)	19	<b>7,037</b>	7,108	6,493	99.0%
精神障害者入所授産施設	1(1)	30	<b>4,905</b>	4,867	4,885	100.8%
精神障害者通所授産施設	4(4)	80	<b>13,122</b>	12,124	11,835	108.2%
精神障害者小規模通所授産施設	2(2)	38	<b>8,724</b>	9,645	9,808	90.4%
精神障害者福祉工場	2(2)	40	<b>50,508</b>	49,722	50,434	101.6%

※事業所数の括弧内はH20年度の事業所数

※工賃平均月額＝工賃総額(事業所・施設計)÷各月の工賃支払対象者延べ総数(事業所・施設計)

# 障がい者就労支援事業に係る課題

就労を目指す障がい者

- ①職業生活スキルの習得
  - ・日常生活の確立
  - ・社会的な適応能力
- ②技能習得

①, ②  
⑧

- 就労移行支援・継続支援
- 販路拡大支援員設置
- 施設外就労（実習）への助成
- 職員個人の研修助成

就労支援事業所  
NPO etc

就労中の障がい

- ③生活支援
  - ・日常生活
  - ・社会生活
- ④技能習熟

③, ④, ⑩

- 就職・定着支援、雇用管理助言
- 日常生活、生活設計への助言

就業・生活支援センター  
○雇用促進支援員

就労支援事業所  
NPO etc

- ⑤職業生活スキルの指導技能の向上
- ⑥購買需要のある製品の開発
- ⑦製品の品質、生産量の向上
- ⑧市場、販路の拡大
- ⑨施設外就労（実習）の促進

①, ②, ③  
①, ⑨, ⑭  
⑧, ⑫, ⑭  
⑪, ⑫

- ステップアップ就労支援
- 障がい者チャレンジ（短期実習）
- 職場実習・見学促進
- 就労機器購入費助成

障がい福祉課  
・就労支援事業

企業（既雇用）

- ⑩作業能力の向上
- ⑪生産性の向上
- ⑫適応業務の開拓
- ⑬支援者の技能向上

⑤  
⑤, ⑥, ⑧  
①, ②, ⑨  
①, ②

- ネットワーク強化・充実
- 就労事業振興センター設置

雇用政策課  
・職業訓練事業

企業（未雇用）

- ⑭雇用に係る不安
  - ・接し方がわからない
  - ・適応業務がない／わからない
  - ・支援者がいない
- ⑮経営環境面での不安
  - ・設備等が未整備
- ⑯社会的責務の認識不足

①, ②  
④, ⑩, ⑬  
⑬, ⑭

- 委託訓練（3か月）
- 高等技術校

障害者職業センター

⑬, ⑭  
⑬, ⑭  
③, ⑬  
③

- ◇職業能力評価・職業準備支援
- ◇ジョブコーチ派遣、助成
- ◇精神障がい者総合雇用支援
- ◇雇用管理サポート

雇用促進協会

②, ⑫, ⑭  
⑮  
⑮

- ◇障害者雇用調整金・報奨金
- ◇施設設置等助成
- ◇障がい者介助等助成
- ◇通勤対策助成 etc

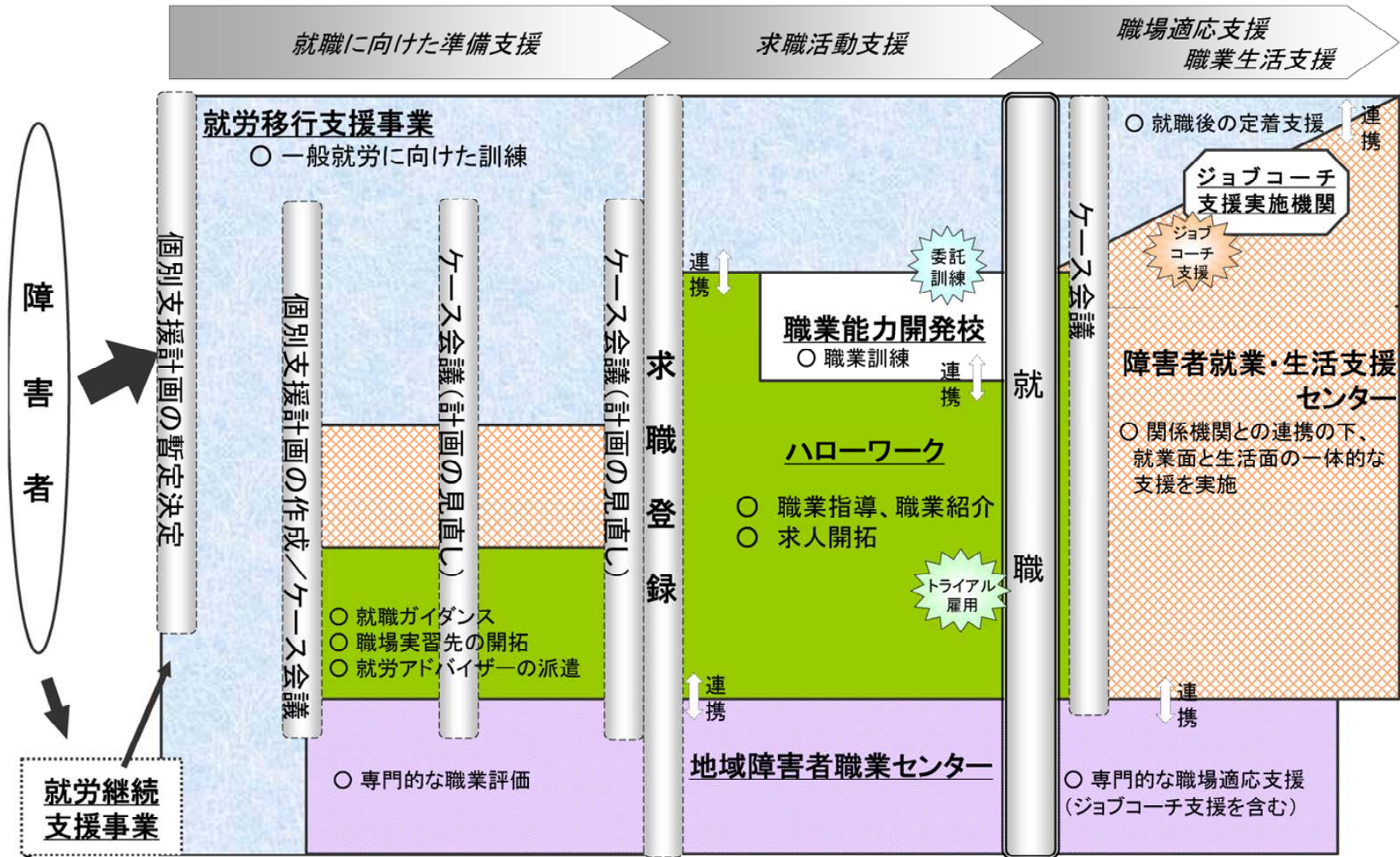
労働局

- ◇トライアル雇用（3か月）
- ◇特定求職者雇用開発助成
- ◇特例子会社等設立促進助成 etc

ハローワーク



# 福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援

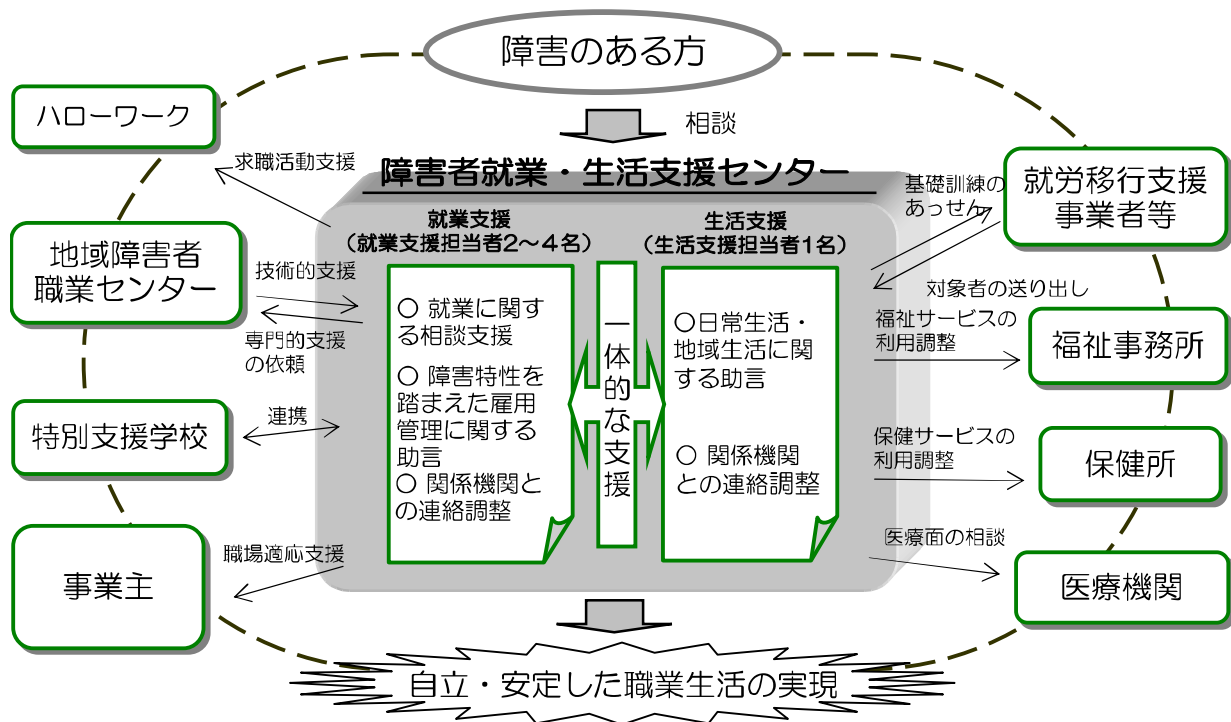




## 障害者就業・生活支援センター事業（雇用と福祉の連携事業）

就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して就業面及び生活面の一体的な支援を行います。（平成14年度より開始）

### 雇用と福祉のネットワーク



#### ◆ 障害者就業・生活支援センターでの業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

##### <就業面での支援>

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 障がいのある方それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

##### <生活面での支援>

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

#### ◆ 設置箇所数

全 国：平成21年度 246センター（20年度 206センター）

島根県：平成21年度 6センター（松江、出雲、雲南、大田、浜田、益田地区に設置）

※隠岐地区には、県単の障害者就労支援センターを設置

## 【用語説明】

- **障害者就業・生活支援センター**（社会福祉法人へ国と県が委託）
  - ・就職希望者や在職中の障がい者に、就業面と生活面の一体的な支援を行う。
  - ・就業支援担当者2～4人（労働局委託）、生活支援1人（県委託）
- **障害者就労支援センター**（社会福祉法人へ県が委託）
  - ・就業・生活支援センターが設置できない隠岐圏域に県単独で設置（委託）
  - ・就労支援担当者1名
- **島根県障害者職業センター**（独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構）
  - ・就職希望者の職業評価や職業指導、雇用する事業主へのジョブコーチ派遣等の支援、相談支援機関への助言指導等を行う。
- **島根県雇用促進協会**（社団法人）
  - ・事業主に対して障がい者雇用の啓発、相談を行う
  - ・障害者雇用納付金制度（法定雇用率未達成事業主から納付金を徴収し、達成事業主に調整金を支給する）に係る業務及び同制度による助成金に関する業務を行っている。
- **高等技術校**（県雇用政策課）
  - ・就職のために必要な技術、専門知識や資格を取得するための職業訓練を実施する県立の職業能力開発施設
  - ・H23.4に東部校（出雲市）及び西部校（益田市）に再編し、各校に障がい者訓練コースを設ける。
- **委託訓練**（高等技術校）
  - ・県が企業等に訓練を委託し、企業等は障がい者を訓練生として受け入れ、作業実習を行う。
  - ・訓練期間は、原則1か月から3か月で、訓練期間・訓練時間は調整できる。
- **ジョブコーチ**（職場適応援助者：職業センター、就業・生活支援センター）
  - ・障がい者が就職するに際しての支援（コミュニケーション、職務、通勤等）及び雇用後の職場適応支援を行う。
  - ・事業主や職場の従業員に対しても、障がい者の職場適応に必要な助言等を行う。
  - ・支援期間は、1か月～7か月（標準的には2～4か月）。
- **トライアル雇用**（ハローワーク）
  - ・企業等に障がい者を試行雇用の形で受け入れてもらい、本格的な障がい者雇用に取り組みきっかけづくりを進める事業。
  - ・期間は、原則3か月
- **特例子会社**
  - ・障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社で、ハローワークの認定が必要。
  - ・その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、障がい者率を計算できる。